

2010 **国勢調査**
平成22年10月1日

**国勢調査は みんなで描く
日本の自画像**
(平成22年国勢調査標語)
平成22年10月1日、
国勢調査を実施します!

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

- 国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。
- 統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。
- 調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。



国勢調査は、日本の未来、地域のまちづくりのための基礎資料になります!

総務省・茨城県・行方市

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド 検索

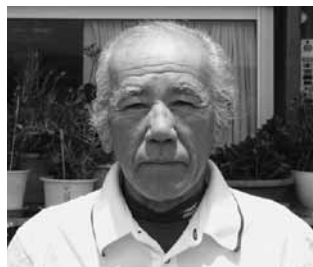
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

今月(8月)号のお知らせ版に平成22年度の自衛官募集案内を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

お知らせ
ワイド版
INFORMATION



山中日出夫さん(玉造地区)
Tel 0299-57-0625



井坂文稔さん(北浦地区)
Tel 0291-35-2716



額賀勝尾さん(麻生地区)
Tel 0299-77-1518



内田正規さん(麻生地区)
Tel 0299-72-0246

自衛隊は平和を守ることを仕事としています。平和を守る仕事にチャレンジしてみませんか。私たちは自衛隊の入隊・入校のお手伝いを行っています。

総務課(麻生庁舎) ☎0299(72)0811

行方市自衛隊相談員さんを紹介します



期日 平成23年1月9日(日)
時間 午前10時
場所 行方市文化会館
対象者 平成22年4月2日(平成3年4月1日)に生まれた方で行方市に在住の方及び行方市出身の方

生涯学習課(北浦公民館) ☎0291(35)3777

**平成23年1月9日(日)
成人式を開催します**

まだまにあう! 8/2~
夏期講習会 受講生受付中
(講習会のみ参加者歓迎)
中学生クラス(5教科) 高校生クラス
中学1年生~3年生 高校1年生~3年生
〈同時受付〉
小学生夏期特別授業
9月新入塾生

志学塾
TEL 72-3575

私も主人も建替えたい
と思っていました

平屋~2F、ロフト付き等、多彩な住宅をご紹介します。プロの設計士が承ります。

カタログ請求はこちら
A-1GROUP
0120-890-321
E-mail: info@a-1group.net
進化する家CUTE 検索

1LDK: 498万円~
2LDK: 799万円~

児童扶養手当 現況届

のお知らせ

社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

児童扶養手当の現況届受付については、次の日程で行います。現況届を提出しないと8月分からの手当が支給になりません。通知は8月21日までに届く予定です。現況届の用紙は市役所にあります。

また、手当未申請で児童扶養手当対象者と思われる方はお問い合わせください。

提出期間

8月23日（月）～8月31日（火）※土曜日を除く

受付時間

平日 8時30分～12時
13時～17時15分
夜間 8月27日（金）
17時15分～20時30分
休日 8月29日（日）
8時30分～17時15分

（夜間・休日は、玉造庁舎 1F 社会福祉課のみ）
（未申告の方は、夜間と休日受付ができません）

提出場所

玉造庁舎 社会福祉課 児童福祉グループ 1F
麻生庁舎 総合窓口課 1F
北浦庁舎 総合窓口課 1F

就労・生活・修学資金等の『悩み相談窓口』開設

対象 児童扶養手当を受給している方

日時 8月23日（月）10時～15時

場所 玉造庁舎 1F 相談室

問 県鹿行県民センター 県民福祉課

Tel 02991(33)6264



国民健康保険から

のお知らせ

国民年金課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

○70歳から74歳の方の「高齢受給者証（青色）」が8月から更新になります。

自己負担割合も平成23年3月31日まで1割に据え置かれます。（現役並所得の方の3割負担は変わりません。）

現在交付されている「高齢者受給者証」の有効期限は平成22年7月31日となっておりますので、新しい受給者証となります。

医療機関へ受診される際は、保険証と高齢受給者証を提示してください。

○「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額認定証」交付申請について

入院の際に医療機関窓口へ「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると月単位で窓口負担額が一定の限度額までになります。必要な方は申請してください。

現在交付されている方も有効期限は平成22年7月31日ですので、8月以降も必要な場合は申請の手続きが必要になります。

〔申請に必要なもの〕

保険証・印鑑・期限切れの認定証（現在交付を受けている方）

※国民健康保険に未納がある場合は交付できません。

災害で損害を受けた方などに対する

後期高齢者医療保険料の減免のお知らせ

災害によって住宅、家財、農作物等に著しい損害を受けたときや左表に該当する理由で、保険料を納めることが困難な方につきましては、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

後期高齢者医療保険料の減免を受ける場合は、申請が必要となりますので、国民年金課までお問合せください。

保険料の納付が困難な理由	保険料減免申請の条件
災害による住宅、家財またはその他家財またはその他家財の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、10分の3以上の場合	被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはその他家財の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、10分の3以上の場合
死亡または長期入院による収入の減少	被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総収入の見込額の合計額が、減免申請日の前年の当該世帯の総収入の合計額の10分の5に減少する場合
事業の休廃止、失業による収入の減少	同右
農作物の不作、不漁による世帯主の収入の減少	農作物等の損害の程度が、平年における農作物等による収入額の10分の3以上の場合

※いずれの場合も、減免申請日の前年の被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総所得金額の合計額が1千万円以下の場合に限ります。

介護保険料のお知らせ

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

介護保険の事業計画は3年毎に見直され、保険料もこれにあわせて改定されます。現在は、第4期計画期（平成21年度～平成23年度）で、市の保険料は下表のとおりです。平成21年4月に介護従事者処遇改善のための介護報酬改定（増額）が行われ、保険料もその影響を受けて上昇しましたが、国の特別対策により平成21年度は報酬改定に伴う上昇分全額、平成22年度はその半額が軽減されています。

保険料は、介護サービスの財源となります。皆さんが安心して介護サービスを受けることができるよう保険料の納付をよろしくお願いいたします。

● 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

単位：円

所得段階	対象者	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		年額	月額（※）	年額	月額（※）	年額	月額（※）
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金（※）受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	21,900	1,825	22,200	1,850	22,500	1,875
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	21,900	1,825	22,200	1,850	22,500	1,875
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階と第2段階に該当しない方	32,850	2,737	33,300	2,775	33,750	2,812
第4段階 【基準額】	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	43,800	3,650	44,400	3,700	45,000	3,750
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	54,750	4,562	55,500	4,625	56,250	4,687
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	65,700	5,475	66,600	5,550	67,500	5,625

※月額、年額を12ヶ月で割ったもので、あくまでも目安の金額となります。（納期によって増減することがあります）

※老齢福祉年金：明治44年以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金です。

■ 保険料の納め方

- 年金が年額18万円以上の方 → 特別徴収（年金からの天引）
※ただし、年金受給開始から約半年間は普通徴収です。
- 年金が年額18万円未満の方 → 普通徴収（納付書納付・口座振替）
※安全で確実な口座振替をご利用ください。

● 40歳以上から64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって保険料の決め方・納め方が違います。

■ 保険料の納め方

加入している医療保険の医療保険料とあわせて納めていただいています。

◎ 介護サービスを利用するには

認定申請



要介護認定



結果通知



介護サービス利用

申請窓口
市役所各庁舎
※地域包括支援センター、
居宅介護支援事業所、介
護保険施設にも申請の依
頼ができます。

訪問調査
主治医意見書
一次判定（コンピュータ）
二次判定（審査会）

要介護1～5 →
要支援1・2 →
非該当 →

介護サービス
介護予防サービス
地域支援事業

※40歳から64歳の方は、特定疾病（脳血管疾患や末期ガンなど16疾病）が原因で要介護状態になったことが認定の条件となります。

新築や改築などを行う際にはご注意ください！

建設課 鹿行県民センター
 建築指導課
 ☎ 0299 (55) 0111
 ☎ 0291 (33) 4113

建築物を建てる敷地が4m未満の道路に接する場合

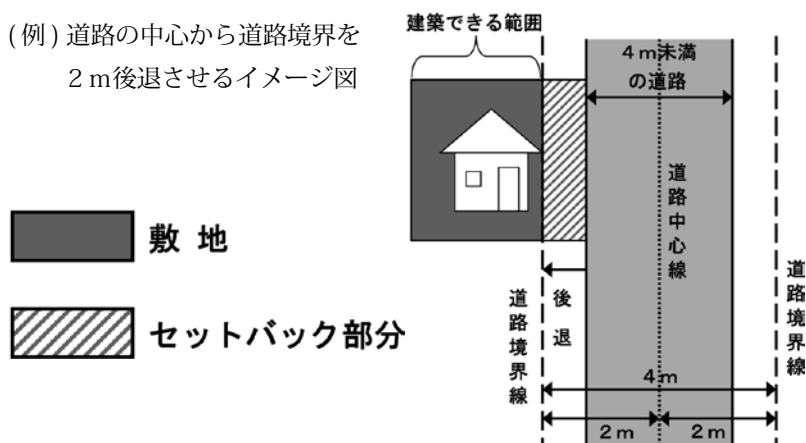
建築物（建物・門・塀など）を建てる敷地は、日常の交通はもとより、災害時の避難・緊急車両の通行のため、幅員4m以上の道路に接していなければなりません。

ただし、都市計画区域に指定された時点よりも前に建築物が立ち並んでいる道路は、幅員が4m未満（ただし、1.8m以上は絶対必要）であっても、建築の際に幅員4mを確保できるように道路境界を敷地側に後退させれば、建築物を建てるができます。これを『セットバック』と言います。

また、道路境界を後退させる際には、道路幅員が4m確保できるようにするため、既存の塀や擁壁を撤去・後退させる必要があります。

火災、自然災害、急病など、何かあったときに「あのとき道路を広げておけば…」ということにならないために、そして安全で安心して快適に暮らせる住環境をつくるため、みなでこの決まりを守りましょう。

(例) 道路の中心から道路境界を2m後退させるイメージ図



都市計画区域に指定された時点とは
 旧麻生町：昭和49年10月31日
 旧北浦町：平成3年6月1日
 旧玉造町：平成4年9月1日

市営住宅の入居者募集

建設課（玉造庁舎）
 ☎ 0299 (55) 0111

市営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	間取り	構造	募集戸数
みなみ原団地	青沼	3LDK	RC構造	1戸
諸井団地	玉造甲	3DK	RC構造	1戸

募集期間

平成22年8月2日（月）～8月12日（木）

入居資格

- 左記の①～③の全ての要件に該当する方
- ① 単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
 - ② 市税等を滞納していない方
 - ③ 公営住宅法で定める基準内の収入である方
- (例) 一般世帯の場合
 (1世帯の合計所得額－控除額) ÷ 12
 ≦ 15.8万円以下

入居者の選考

募集戸数より申込者が多い場合は、市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

入居可能予定時期 平成22年9月

申込用紙

所定の申込書がありますので、建設課（玉造庁舎）及び総合窓口課（麻生庁舎・北浦庁舎）にお問い合わせください。

※募集内容・申込み書等については、行方市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.namagata.ibarakijp/>)

我が家の耐震性を確認しませんか

建設課（玉造庁舎）
 ☎ 0299 (55) 0111

診断概要 茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

募集期間 8月2日（月）～8月27日（金）

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下のもの。

併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

対象者 「対象住宅」の所有者で、市税等を滞納していない方

募集件数 15戸（先着順）

※定数に達した時点で締切り

調査費用 無料

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入の上、建設課（玉造庁舎）もしくは、麻生・北浦庁舎の総合窓口へ提出。

※申込書は、建設課及び麻生・北浦庁舎の総合窓口にて用意してあります。また、行方市ホームページ『お知らせ』からもダウンロードできます。

〈注意事項〉「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等の斡旋をすることはありません。

不動産公売を実施します!!

収納対策課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811

茨城租税債権機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので参加してみたいかですか。12時50分から受付を開始し、13時から入札についての説明を行います。

下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先（茨城租税債権管理機構）までご連絡ください。

- 公売日時：平成22年9月7日（火）13時20分～14時
- 場 所：水戸合同庁舎内 2階大会議室（水戸市棚町1-3-1）
- 公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
22-44	(物件1)
	・行方市玉造字緑ヶ丘甲 6517番3 宅地 1,332.31㎡
	(物件2)
・行方市玉造字緑ヶ丘甲 6517番13 宅地 37.11㎡	
・見積価額 7,440,000円 (公売保証金額 2,200,000円)	

- 公売日時：平成22年10月5日（火）13時20分～14時
- 場 所：水戸合同庁舎内 2階大会議室（水戸市棚町1-3-1）
- 公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価格・公売保証金額
22-48	(物件1)
	・行方市於下字新田 101番2 畑 4,623㎡
	(物件2)
	・行方市於下字新田 101番5 畑 343㎡
・見積価額 1,430,000円 (公売保証金額 150,000円)	

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■売却区分22-48の公売参加には、公売日に行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。手続きについては、行方市農業委員会事務局 ☎0291(35)2111（北浦庁舎1階）へお問い合わせください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

問合せ先
水戸市棚町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎5階
茨城租税債権管理機構
TEL 029-225-1221
HP <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

税金

のお知らせ

行方市では口座振替を推進しています。

手続きは、市内の各金融機関等の窓口で行えます。
必要なものは、預金通帳・通帳の印鑑です。
※申込書類は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局、市役所収納対策課または総合窓口課にございます。

今日の税金

市・県民税 第2期
国民健康保険税 第2期
納付期限（口座振替日）
は8月31日です。



問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811